

お問い合わせ先

海上保安庁海洋情報部技術・国際課  
海洋情報渉外官 三宅武治  
電話 03-3541-3685 (内 530)



平成 21 年 6 月 5 日  
海 上 保 安 庁

## 第 4 回臨時国際水路会議の開催結果

平成 21 年 6 月 2 日～4 日に、モナコで第 4 回臨時国際水路会議が開催されました。

今回の会議では、改正国際水路機関条約を早期に発効させるための取り組み、国際水路機関 (IHO) の組織改革に伴う新体制への移行計画、航海用電子海図 (ENC) 刊行区域の充実や品質の向上に努めることなどが決定されました。

1. 日程  
平成 21 年 6 月 2 日 (火)～6 月 4 日 (木)
2. 場所  
モナコ公国
3. 参加国  
アルゼンチン、豪州、フランス、ドイツ、日本、マレーシア、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、英国、米国等  
(IHO 加盟国から 53 カ国及び 15 の国際団体等)
4. 主な出席者  
海上保安庁  
加藤 茂 海洋情報部長ほか 2 名
5. 会議の結果  
(1) 改正 IHO 条約の早期発効  
第 3 回臨時国際水路会議 (2005 年) において、IHO 条約の改正議定書が採択されました。この議定書は、現在のところまだ発効に至っておりません。(我が国は 2006 年に批准済み。)  
会議では、全参加加盟国から批准状況が説明され、批准していない加盟国は早急に批准するよう更に努力することとされました。

( 2 ) IHO 新体制への移行計画

改正 IHO 条約が発効した時点ですぐに新体制に移行できるように、新体制での業務計画や予算計画が決まりました。

( 3 ) ENC の品質向上等

国際海事機関 ( IMO ) の海上安全委員会 ( MSC ) の第 86 回会合において、船舶への電子海図表示システム ( ECDIS ) 搭載義務化が採択される見込みであり、更なる十分な質と量の ENC の刊行が必要とされています。

これを踏まえ、会議では、各加盟国は ENC の刊行が不十分な加盟国を支援すること、地域水路委員会等の下で国際的に協力して ENC の品質を向上させることなどが決まりました。

( 参考 )

国際水路機関 : International Hydrographic Organization ( IHO )  
国際水路機関条約に基づく国際機関であり、航海の安全及び海洋環境の保護を支援するために 1970 年に設立。  
( 加盟国 : 80 カ国 )

航海用電子海図 : Electronic Navigational Chart ( ENC )  
安全で効率的な船舶の運航を支えるため、海図情報を電子化した海図。

国際海事機関 : International Maritime Organization ( IMO )  
海上の安全、能率的な船舶の運航、海洋汚染の防止等に関する勧告を行う機関。

海上安全委員会 : Maritime Safety Committee ( MSC )  
IMO の委員会の 1 つで、海上の安全に直接影響のある事項を審議し、関連する国際条約の採択、改正等を行う機関。

電子海図表示システム : Electronic Chart Display and Information System ( ECDIS )

ENC を画面上に表示させる装置のこと。従来の紙海図の情報に加えて、画面上に自船等の位置や速力、針路などの情報を表示することができ、また、浅瀬など危険海域に近づいた時に警報を発することができる。